

# 株 主 各 位

横浜市神奈川区片倉二丁目37番11号

**株式会社 創 健 社**

代表取締役社長 中 村 靖

## 第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場 所 横浜市神奈川区金港町3番地1 コンカード横浜ビル2階  
TKPガーデンシティ横浜  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 目的事項  
報 告 事 項
  1. 第53期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第53期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)  
計算書類の内容報告の件  
決 議 事 項  
議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。尚、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。感染拡大防止のため事前に書面(郵送)により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、また新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されており、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト(<http://www.sokensha.co.jp/>)に掲載させていただきます。
- ◎本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、お土産のご提供を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2019年4月1日～2020年3月31日)におけるわが国経済は、政府・日銀による継続的な経済対策や金融政策の効果から企業収益や雇用環境が改善し、緩やかな回復がみられましたが、米中の貿易摩擦に加え新型コロナウイルスの感染拡大が国内外の経済を減速させ、景気の先行きを大きく不透明にしております。

当社グループを取り巻く食品業界におきましては、食の安全や食に健康を求める消費者意識が高まる一方、消費税引き上げによる消費意欲の停滞、天候不順や相次ぐ自然災害による原材料の高騰、人手不足を背景とする物流費の上昇に加え、新型コロナウイルスによる生産・流通・消費への影響など、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境の下、当社グループは、これまでの経験を基により改善に努め、「食」が持つ大切さを訴えるという創業以来の企業使命を果たすため、第4次中期経営計画『新たなマーケットの開拓』(2017年4月1日から2020年3月31日まで)の達成をめざしました。その最終年度となります当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大をうけて1年間延期となりました2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて国内の食の安全と、オーガニック市場への関心について大手食品企業を含めた競争がさらに高まる中、当社グループブランド商品のファン作りに注力するとともに、目標の営業利益額を達成するために役員・社員一丸となって取り組んでまいりました。引き続き、これまでに蓄積した多くのデータをさらに詳細に分析を行い、今後当社グループブランドの市場拡大を図るために営業力・商品力をより一層強化してまいります。

当連結会計年度における当社グループの商品品目別売上高の主な増減につきましては、「副食品」が、さば缶詰等の売上減があったものの、麺類等の売上増により前連結会計年度比44百万円増(4.3%増)の10億63百万円、「嗜好品・飲料」が、ナッツ類等の売上減があったものの、メイシーシリーズ(お菓子)類等の売上増により前連結会計年度比7百万円増(0.9%増)の8億11百万円、「調味料」が、液体だし等の売上減があったものの、マヨネーズ等の売上増により前連結会計年度比6百万円増(0.5%増)の13億94百万円となりました。しかしながら、「油脂・乳製品」が、新商品カメラナオイル等の売上増があったものの、えごま油等の売上減により前連結会計年度比45百万円減(6.

4%減)の6億63百万円、「乾物・雑穀」が、タピオカ粉末等の売上増があったものの、有機国内産小麦粉等の原料不足による売上減により前連結会計年度比21百万円減(6.6%減)の2億96百万円、「栄養補助食品」が、オリゴ糖等の売上増があったものの、ミドリムシ等の売上減により前連結会計年度比14百万円減(7.9%減)の1億69百万円、「その他」が、抗菌スプレー等の売上増があったものの、ひざかけ毛布等の売上減により前連結会計年度比4百万円減(3.7%減)の1億16百万円となりました。

この結果、全体の売上高は、45億16百万円(前連結会計年度比27百万円減、0.6%減)となり、売上総利益率25.2%と前連結会計年度比0.2ポイント減となりました。販売費及び一般管理費は11億22百万円(前連結会計年度比5百万円減、0.5%減)となり、営業損益につきましては、営業利益16百万円(前連結会計年度比7百万円減、30.4%減)となり、経常損益につきましては、経常利益20百万円(前連結会計年度比5百万円減、22.1%減)という結果にて終了しました。また親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益14百万円(前連結会計年度比0百万円減、3.1%減)となりました。

なお、当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、将来の事業展開と経営体質の強化のため内部留保を確保しつつ、安定的に適正な利益還元の実行を基本方針としております。しかしながら、昨今の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が経済に与える影響は大きく、当社においても今後の業績が大幅に悪化する可能性があります。現時点においては、手元資金を確保しておくことで不測の事態が生じた場合の経営と雇用の安定化に備えることが株主共通の価値につながるものと考え、誠に遺憾ながら、無配とさせていただきます。

品目別主要商品の状況

当社グループの事業は単一セグメントであり、当連結会計年度の販売及び仕入実績をセグメントごとに示すことができないため、品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別主要商品販売構成

品目別	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)			主要商品
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	前連結 会計年度比	
油脂・乳製品	709,225	15.6	663,851	14.7	6.4%減	マーガリン・ベに花油・えごま油・オリーブ油・ココナッツオイル・菜種油・原材料用サラダ油・ごま油
調味料	1,388,295	30.6	1,394,771	30.9	0.5%増	醤油・味噌・砂糖・塩・酢・カレー・シチュー・マヨネーズ・ドレッシング・液体だし・顆粒だし・醗酵調味料・蜂蜜
嗜好品・飲料	804,623	17.7	811,634	18.0	0.9%増	菓子・野菜果汁飲料・お茶・ドライフルーツ・五穀茶・発酵飲料・ナッツ類・メイシーシリーズ(菓子)
乾物・雑穀	317,713	7.0	296,691	6.6	6.6%減	小麦粉・パン粉・米・黒米・雑穀・饅頭・昆布・ひじき・蓮根粉・ハトムギ粒・餅きび・押麦・キヌア・切干大根・チアシード・炒り胡麻・もち麦・味付のり・干し桜えび
副食品	1,019,158	22.4	1,063,227	23.5	4.3%増	ジャム・スープ・レトルト食品・麺類・缶詰・熟成発酵黒にんにく・パンケーキ粉・らっきょう甘酢漬・シリアル食品・みそ汁・お節お重商品・炊き込みごはんの素・五目ちらし寿司の素・かき揚げ(冷凍)・コンビーフ・ピーナッツスプレッド・蒲鉾
栄養補助食品	184,157	4.0	169,668	3.7	7.9%減	青汁・キダチアロエ・梅エキス・ミドリムシ・ハトムギ酵素・乳酸菌・天茶エキス・コラーゲン・碁石茶・生姜粉末・板藍根・ルイボス茶・ルテイン・モリンガ(ハーブ系青汁)、オリゴ糖
その他	120,736	2.7	116,261	2.6	3.7%減	トイレットリー・機械器具・化粧品・虫よけスプレーなど
合計	4,543,912	100.0	4,516,107	100.0	0.6%減	—

品目別主要商品仕入構成

品目別	仕入高(千円)	構成比(%)	前連結会計年度比
油脂・乳製品	528,650	15.7	1.2%減
調味料	1,032,178	30.6	0.5%減
嗜好品・飲料	632,021	18.7	4.2%増
乾物・雑穀	244,064	7.2	6.3%減
副食品	711,338	21.1	3.2%増
栄養補助食品	119,800	3.5	6.2%減
その他	106,813	3.2	2.7%減
合計	3,374,867	100.0	0.2%増

## (2) 設備投資等の状況

特記すべき設備投資はありません。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1億50百万円の調達を実施しました。

## (4) 対処すべき課題

第5次中期経営計画『新世代に向けた食の提案』（2020年4月1日から2023年3月31日まで）の初年度となります。翌連結会計年度におきましては、全世界で広がり続けるオーガニック市場に対して、大手食品企業の参入が続き、ますます競争が激しくなっております。当社といたしましては、当社グループブランド商品のファン作りに注力するとともに、目標の営業利益を達成させるために、以下の施策に役員・社員一丸となって取り組む所存でございます。

### ①オーガニック&プラントベースライフスタイルの提案

化学調味料などの不要な食品添加物を使わない自然食品専門企業として50年にわたり培ってきた信頼やノウハウを土台とし、新世代のライフスタイルが変化していく中、オーガニック&プラントベース商品のラインナップの充実及び提案を積極的に行いカテゴリーNO.1企業を目指します。

### ②WEBの積極的な活用

企業を取り巻く環境の変化にすばやく対応するためWEBの積極的な活用を行います。

#### 1) ホームページのリニューアル

ホームページをリニューアルすることで、多くの方々に当社の企業内容を理解していただき、事業の拡大につなげてまいります。

#### 2) SNSの積極的な活用

SNS（インスタグラム、Facebook）を積極的に活用し、当社グループブランドのファン作りに注力し、消費者の認知度向上に努めてまいります。

### ③新規市場の拡大

引き続き新たな市場を開拓すべく、翌期より専属担当者を設置し、外食産業への業務用商品の拡大及び、アジアを中心とした輸出への注力、その他スポーツ関連事業を含めた異業種への提案を積極的に行い、将来の市場作りの礎を築き上げるべく注力してまいります。

### ④生産者及びメーカーとの連携強化

当社グループブランド商品を高品質で安定的に供給するためには、高付加価値な原料の調達及び優れた技術力と適切な品質管理体制を持つメーカーとの連携が重要になってまいります。それを維持するため生産者及びメーカーとの連携を一層強化し、他社と一線を画した商品を提供する所存でございます。

### ⑤ジロロモーニブランドの拡売

ジロロモーニ商品の中心である「オーガニックパスタ」は、2019年夏に製粉工場を立ち上げ秋より稼働を開始いたしました。この新工場は種子から最終製品まで一貫した生産が可能であり、完成されたパスタはより差別化されたオーガニック商品となりました。そして、ジロロモーニ商品の特長の一つであるプロ好みの仕様を活かし、地元横浜で地産地消を掲げるイタリアンレストランとのコラボレーションに積極的に取り組み、その輪を全国に広めることにより業務用商品も拡大してまいります。さらに、ジロロモーニ生産農業組合のオーガニックワインの販売を開始し、ジロロモーニ商品を幅広く提供することを目指してまいります。

### ⑥女性向けブランドの立ち上げ

前中期経営計画より派生した開発チームが中心となり、今までの当社にはない「かわいい」「食べたい」「写真を撮りたい」「飾りたい」「プレゼントしたい」を意識したデザインの新たなブランドを立ち上げてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	期別	第50期 2017年3月期	第51期 2018年3月期	第52期 2019年3月期	第53期 2020年3月期 (当連結会計年度)
売上高		4,551,156	4,499,975	4,543,912	4,516,107
営業利益又は 営業損失(△)		△15,746	△14,254	23,544	16,398
経常利益又は 経常損失(△)		△11,583	△9,619	26,221	20,416
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)		△16,952	△1,342	15,017	14,544
1株当たり当期純利益又は1株当 り当期純損失(△)		△24円22銭	△1円92銭	21円46銭	20円78銭
総資産		2,756,141	2,810,572	2,894,022	2,767,019
純資産		1,016,062	1,004,497	1,000,570	997,488

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。2017年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純損失を算定しております。

## 〔第50期〕2017年3月期

第50期につきましては、売上高は前連結会計年度比4.0%の減収（主な品目は油脂・乳製品254,928千円減）となったことにより、経常損失11,583千円（前連結会計年度は経常利益37,820千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は16,952千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益56,292千円）となりました。

## 〔第51期〕2018年3月期

第51期につきましては、売上高は前連結会計年度比1.1%の減収（主な品目は油脂・乳製品65,452千円減、調味料51,166千円減）となったことにより、経常損失9,619千円（前連結会計年度は経常損失11,583千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,342千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失16,952千円）となりました。

## 〔第52期〕2019年3月期

第52期につきましては、売上高は前連結会計年度比1.0%の増収（主な品目は油脂・乳製品60,105千円増）となったことにより、経常利益26,221千円（前連結会計年度は経常損失9,619千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は15,017千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,342千円）となりました。

## 〔第53期〕2020年3月期

第53期（当連結会計年度）につきましては、前記「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
高橋製麺株式会社	72,920千円	100.00%	即席麺の製造、食品等の小分け及び販売

## (7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループの事業は、食べ物による健康作りを目指し、安全性、栄養性を追求した食品の企画、製造、販売を営んでおります。

## (8) 主要な事業所（2020年3月31日現在）

### ① 当社

本社 神奈川県横浜市神奈川区  
支店及び営業所等

名称	所在地	名称	所在地
横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区	物流センター	群馬県みどり市
大阪支店	大阪府大阪市淀川区	受注センター	群馬県太田市
名古屋支店	愛知県名古屋市西区	直営店	神奈川県横浜市泉区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区		

### ② 子会社

高橋製麺株式会社  
本社 埼玉県鴻巣市

## (9) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

従業員数 43名（前期末比4名減）

平均年齢 46.8歳

平均勤続年数 20.2年

（注）上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員等の計27名を除いております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 横 浜 銀 行	487,845千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	157,200
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	117,790
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	56,285
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	12,986

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000株
- (2) 発行済株式総数 699,785株 (自己株式5,715株を除く。)
- (3) 株主数 1,215名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
中村 靖	84	12.03
中村 澄子	78	11.17
創健会	63	9.03
太田油脂株式会社	59	8.43
株式会社横浜銀行	31	4.52
有限会社タカ・エンタープライズ	19	2.80
原田 こずえ	18	2.71
創健社従業員持株会	15	2.28
月島食品工業株式会社	12	1.85
日清オイリオグループ株式会社	12	1.78

(注) 1. 持株比率は自己株式 (5,715株) を控除して計算しております。

2. 創健会は当社取引先持株会であります。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	中 村 靖	経営全般
常 務 取 締 役	岸 本 英 喜	営業本部長
取 締 役	山 田 一 斗 資	商品本部長 高橋製麺株式会社 取締役
取 締 役	飯 田 雅 之	管理本部長
取締役（監査等委員・常勤）	藤 川 清 士	高橋製麺株式会社 監査役
取締役（監査等委員）	鈴 木 久 衛	税理士事務所開業
取締役（監査等委員）	合 田 真 琴	司法書士事務所開業

- (注) 1. 取締役（監査等委員）鈴木久衛氏及び合田真琴氏は、社外取締役であります。  
なお当社は、鈴木久衛氏及び合田真琴氏を株式会社東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に対し届出を行っております。
2. 取締役（監査等委員）鈴木久衛氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）合田真琴氏は、司法書士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部統制部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために藤川清士氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は2019年6月27日開催の第52回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、取締役合田真琴氏、監査役本田次男氏、藤川清士氏、的場堅志氏、鈴木久衛氏は任期満了により退任し、このうち、藤川清士氏、鈴木久衛氏、合田真琴氏が監査等委員である取締役に就任しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

##### ・監査等委員会設置会社移行前

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	13,540千円 (640千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	6,110千円 (1,390千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (3名)	19,650千円 (2,030千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の額には以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入2,400千円（取締役5名に対し1,900千円、監査役4名に対し500千円）。
3. 取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第49回定時株主総会において、年額9,600万円以内（ただし、使用人分給与は含まず、うち社外取締役2名800万円以内）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第49回定時株主総会において、年額2,400万円以内と決議いただいております。

##### ・監査等委員会設置会社移行後

区 分	員 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	4名	36,480千円
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3名 (2名)	11,361千円 (4,041千円)
合 計 (うち社外取締役)	7名 (2名)	47,841千円 (4,041千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の額には以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入6,300千円（取締役（監査等委員を除く）4名に対し5,400千円、取締役（監査等委員）3名に対し900千円）。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第52回定時株主総会において、年額9,600万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第52回定時株主総会において、年額2,400万円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2019年6月27日開催の第52回定時株主総会決議に基づき、任期満了により退任した取締役及び監査役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役1名に対し300千円

(上記金額には、上記①及び過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役1名300千円が含まれております。)

- ・監査役4名に対し3,900千円

(上記金額には、上記①及び過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、監査役4名3,900千円が含まれております。)

③ 社外役員が親会社等又は子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

取締役(監査等委員)鈴木久衛氏は、当事業年度において開催された取締役会14回のうち監査役として4回、監査等委員として10回出席し、また、当事業年度において開催された監査役会5回のうち5回、監査等委員会13回のうち13回出席し、主に税理士としての専門的な見地から有益な発言を行っております。

取締役(監査等委員)合田真琴氏は、当事業年度において開催された取締役会14回のうち取締役として4回、監査等委員として10回出席し、また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち13回出席し、主に司法書士としての専門的な見地から有益な発言を行っております。さらに女性からの目線で新商品開発の助言を行っております。

② 取締役(監査等委員)合田真琴氏は、司法書士合田真琴事務所を経営しております。

当社は同事務所に会社登記手続きを依頼しておりますが、その取引額は2019年6月27日開催の第52回定時株主総会後の取締役会にて承認いたしました「1件あたりの司法書士報酬が10万円未満のものに限る」を遵守した額であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。

なお当社が同事務所に依頼いたしました会社登記手続きは当事業年度において3回であります。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人保森会計事務所

### (2) 会計監査人の報酬等及び監査等委員会が同意した理由

① 当事業年度に係る報酬等の額 19,500千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 19,500千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### ③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人である監査法人保森会計事務所から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則、並びに金融商品取引法に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、内部統制システム構築の基本方針を取締役会において決議しております。その内容及び運用状況の概要は以下のとおりです。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発教育を実施する。また、取締役並びに使用人が法令に違反する行為を発見した際には、速やかに管理部責任者に通報するとともに、通報者が不利益を被ることのないよう内部通報制度を構築するものとする。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織横断的なリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置するとともに、「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築するものとする。また、リスクのうちコンプライアンス、環境及び情報セキュリティに関しては、専管する組織を設置し、規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。
- ② 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
- ③ 中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、経営会議において、定期的に各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

## (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの相互密接な連携を図り、経営の効率的・効果的運営を実施する。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、親会社から取締役又は使用人が非常勤の役員に就任して業務執行取締役の監督にあたる体制をとり、また、日常の業務執行に関し定期的な報告と重要案件について事前協議を求め、業務の適正を確保する。

また、当社の内部監査部門による監査の実施などグループ監査を実施し、業務の適正を確保する。

(6) **監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

(7) **取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は当社及びグループ各社の業務又は業績に与える重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。

② 監査等委員会は、会計監査人、内部統制委員会、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

(8) **財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築し、整備、運用するものとする。

(9) **反社会的勢力排除に向けた体制**

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、また、これらの圧力に対しては警察等の外部機関や関係団体とも連携を図り、毅然とした姿勢で組織的に対応するものとする。

(10) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① コンプライアンスについては、「経営基本方針」を制定し、すべての役職員が基本ルールに則って行動するよう周知徹底を図るとともに、内部統制監査によるモニタリングを通じ、遵守状況を確認しております。また通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図り、不正行為の早期発見と是正に努めております。

② 取締役会を月1回定時に開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催、また経営会議を週1回定時に開催し、コンプライアンス、投資及び損失の危険

の管理を含む、経営上のリスクに関する報告及び協議を行い、その管理状況を確認しております。

- ③ 取締役会には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名が出席、取締役（監査等委員）は独立社外監査等委員2名を含む3名が出席するとともに、経営会議には常勤監査等委員が出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行等につき意見を述べ、常に監視できる体制を整えております。また代表取締役社長は監査等委員会との間で定期的に意見交換を行っております。
- ④ 監査等委員会は、独立社外監査等委員2名を含む3名で構成されており、月1回定時に開催する他、臨時監査等委員会を開催し、監査に関する重要事項の報告及び協議又は決議を行っております。
- ⑤ 取締役会、監査等委員会及び経営会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。
- ⑥ 取締役会及び経営会議は、中期経営計画にて定められた取締役及び使用人が共有する全社的な目標の達成状況の確認と見直しを行っております。また各担当部署は「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に従い、その目標達成のため部署ごとの具体的目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取締役会及び経営会議にて報告しております。
- ⑦ 当社グループの子会社には、親会社である当社より取締役又は使用人が非常勤の役員に就任し、子会社の管理に関する規定の遵守並びに業務執行取締役の監督にあたりるとともに、月1回定時開催の子会社の取締役会にて質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております。また子会社の重要案件については、親会社である当社への事前報告もしくは申請を行い、当社の取締役会及び経営会議にて十分な検討を行い、承認決議を行うことで子会社の業務の適正を確保しております。
- ⑧ 内部統制監査は、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会により、内部統制監査計画を作成し、基本方針に即した内部統制システムの整備・運用のもと、適切に実施しております。また監査等委員会、会計監査人及び内部統制委員会は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部統制監査の実施を行っております。
- ⑨ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性は、基本方針に従い十分確保されております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,263,148</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,055,621</b>
現金及び預金	1,246,988	支払手形及び買掛金	484,617
受取手形及び売掛金	692,518	短期借入金	471,744
商品及び製品	273,593	リース債務	9,105
原材料及び貯蔵品	24,932	未払法人税等	6,052
その他	25,600	賞与引当金	10,390
貸倒引当金	△484	その他	73,711
<b>固 定 資 産</b>	<b>503,871</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>713,909</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>202,436</b>	長期借入金	360,362
建物及び構築物	54,737	リース債務	21,607
土地	88,371	役員退職慰労引当金	107,800
リース資産	30,133	退職給付に係る負債	182,307
建設仮勘定	530	その他	41,832
その他	28,663	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,769,530</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>10,379</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	10,379	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,004,074</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>291,055</b>	資本金	920,465
投資有価証券	65,118	資本剰余金	45,965
保険積立金	194,473	利益剰余金	48,735
その他	33,132	自己株式	△11,091
貸倒引当金	△1,669	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△6,585</b>
		その他有価証券評価差額金	△6,585
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,767,019</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>997,488</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>2,767,019</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,516,107
売 上 原 価		3,377,225
売 上 総 利 益		1,138,881
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,122,483
営 業 利 益		16,398
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	86	
受 取 配 当 金	1,872	
仕 入 割 引	3,360	
破 損 商 品 等 賠 償 金	348	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,603	
そ の 他	1,562	8,834
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,813	
そ の 他	2	4,815
経 常 利 益		20,416
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	589	589
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	110	
保 険 解 約 損	1,323	1,433
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		19,572
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		5,027
当 期 純 利 益		14,544
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		14,544

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	920,465	45,965	41,188	△11,091	996,527
当期変動額					
剰余金の配当			△6,997		△6,997
親会社株主に帰属する当期純利益			14,544		14,544
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	-	7,546	-	7,546
当期末残高	920,465	45,965	48,735	△11,091	1,004,074

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,043	4,043	1,000,570
当期変動額			
剰余金の配当			△6,997
親会社株主に帰属する当期純利益			14,544
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△10,628	△10,628	△10,628
当期変動額合計	△10,628	△10,628	△3,081
当期末残高	△6,585	△6,585	997,488

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数…… 1社  
会社の名称……………高橋製麺株式会社

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### i) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ii) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び機械装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………33年～47年

工具、器具及び備品……………2年～20年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### 投資その他の資産

その他（長期前払費用）……………均等償却によっております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

##### ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### i) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社高橋製麺株式会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の算定にあたり、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

ii) 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税等（消費税及び地方消費税をいう。）の会計処理は税抜方式によっており、当社の控除対象外消費税等（控除対象外消費税及び地方消費税をいう。）は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対する債務

(資産)

現金及び預金（定期預金）	233,000千円
建物及び構築物	37,861千円
土地	39,368千円
計	310,230千円

(上記に対する債務)

短期借入金	445,656千円
長期借入金	288,234千円
計	733,890千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 442,950千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	705,500株	一株	一株	705,500株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	5,715株	一株	一株	5,715株

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	6,997	利益剰余金	10	2019年 3月31日	2019年 6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては預金等による元本が保証されるものを中心としております。

また、短期的運転資金や長期にわたる設備資金は銀行借入を中心にして調達する方針であります。デリバティブ取引に関しては、投機的な取引を行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの債権管理マニュアルに従い、営業本部において、取引先ごとの期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、未入金一覧表を四半期ごとにリストアップし、回収遅延のおそれがある顧客については管理本部と連絡を取り、速やかに適切な処理を取るようしております。

投資有価証券は、株式及び投資信託であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては経理規程に従い、管理本部において、時価等があるものについては四半期ごとに時価を把握し、時価がないものについては年度ごとに決算書を入し、財務状況を把握する管理体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。短期借入金、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備資金に係る調達です。借入金利については、金融市場における利率上昇リスクを回避する目的で、ほとんどの借入を固定金利にしております。

営業債務、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、管理本部において、当社グループ各社の資金繰計画を適時に作成、更新するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注)2.をご参照下さい。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	1,246,988	1,246,988	—
② 受取手形及び売掛金	692,518	692,518	—
③ 投資有価証券	43,237	43,237	—
資産計	1,982,744	1,982,744	—
① 支払手形及び買掛金	484,617	484,617	—
② 短期借入金	300,000	300,000	—
③ リース債務(流動負債)	9,105	9,105	—
④ 長期借入金	532,106	531,896	△209
⑤ リース債務(固定負債)	21,607	21,607	—
負債計	1,347,436	1,347,226	△209
デリバティブ取引	—	—	—

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価等について、株式は取引所の価格とし、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

① 支払手形及び買掛金、② 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ リース債務(流動負債)、⑤ リース債務(固定負債)

リース債務の時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	21,880
出資金	0

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産③ 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,246,988	—	—	—
受取手形及び売掛金	692,518	—	—	—
合計	1,939,506	—	—	—

(注) 4. 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
長期借入金	171,744	160,016	115,059	62,307	22,980	—
リース債務	9,105	7,202	5,436	4,094	3,121	1,751
合計	480,849	167,218	120,495	66,401	26,101	1,751

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,425円42銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 20円78銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. その他注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,189,893</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,025,916</b>
現金及び預金	1,204,193	支払手形	24,775
受取手形	7,865	買掛金	453,186
売掛金	672,194	短期借入金	300,000
商品	269,819	1年内返済予定の長期借入金	159,696
貯蔵品	9,753	リース債務	6,149
前払費用	7,589	未払金	56,691
立替金	14,853	未払費用	3,403
その他	4,099	未払法人税等	5,950
貸倒引当金	△476	預り金	6,272
<b>固 定 資 産</b>	<b>506,844</b>	賞与引当金	9,790
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>161,373</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>659,533</b>
建築物	47,456	長期借入金	330,479
構築物	10	リース債務	8,502
車両運搬具	8,025	退職給付引当金	176,399
工具、器具及び備品	12,732	役員退職慰労引当金	107,100
リース資産	13,584	長期預り保証金	37,052
土地	79,033		
建設仮勘定	530	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,685,449</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>10,370</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	2,245	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,017,872</b>
電話加入権	1,279	資本金	920,465
その他	6,845	資本剰余金	45,965
<b>投資その他の資産</b>	<b>335,100</b>	資本準備金	32,130
投資有価証券	65,118	その他資本剰余金	13,835
関係会社株式	44,110	利益剰余金	62,505
出資金	15	利益準備金	4,500
従業員長期貸付金	470	その他利益剰余金	58,005
破産更生債権等	1,169	別途積立金	20,000
差入保証金	29,113	繰越利益剰余金	38,005
会員権	2,071	自己株式	△11,063
保険積立金	194,473	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△6,585</b>
長期前払費用	228	その他有価証券評価差額金	△6,585
貸倒引当金	△1,669	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,011,287</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,696,737</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>2,696,737</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,428,512
売 上 原 価		3,323,758
売 上 総 利 益		1,104,753
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,089,813
営 業 利 益		14,940
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	86	
受 取 配 当 金	1,872	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,605	
仕 入 割 引	3,360	
破 損 商 品 等 賠 償 金	303	
業 務 受 託 手 数 料	840	
そ の 他	1,471	9,540
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,319	
そ の 他	2	4,321
経 常 利 益		20,159
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	589	589
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	110	
保 険 解 約 損	1,323	1,433
税 引 前 当 期 純 利 益		19,315
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		4,741
当 期 純 利 益		14,573

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	920,465	32,130	13,835	45,965	3,500	20,000	31,430	54,930
当期変動額								
剰余金の配当							△6,997	△6,997
利益準備金の積立					1,000		△1,000	-
当期純利益							14,573	14,573
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	1,000	-	6,575	7,575
当期末残高	920,465	32,130	13,835	45,965	4,500	20,000	38,005	62,505

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△11,063	1,010,297	4,043	4,043	1,014,340
当期変動額					
剰余金の配当		△6,997			△6,997
利益準備金の積立		-			-
当期純利益		14,573			14,573
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	△10,628	△10,628	△10,628
当期変動額合計	-	7,575	△10,628	△10,628	△3,053
当期末残高	△11,063	1,017,872	△6,585	△6,585	1,011,287

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………33年～47年

工具、器具及び備品……………2年～20年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

投資その他の資産

長期前払費用……………均等償却を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（期末自己都合要支給額）を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税等（消費税及び地方消費税をいう。）の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等（控除対象外消費税及び地方消費税をいう。）は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及びこれに対する債務 (資産)

現金及び預金 (定期預金)	233,000千円
建物	37,861千円
土地	39,368千円
計	<u>310,230千円</u>

### (上記に対する債務)

短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	145,656千円
長期借入金	288,234千円
計	<u>733,890千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 282,877千円

### (3) 保証債務

関係会社である高橋製麺株式会社に対し、次の債務保証を行っております。

借入債務保証 41,931千円

### (4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,629千円
短期金銭債務	14,902千円

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引

売上高	14,293千円
仕入高	129,720千円
営業取引以外の取引による取引高	840千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数 普通株式 5,715株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	当事業年度 (2020年3月31日現在)
繰延税金資産	
繰越欠損金	12,586
貸倒引当金損金算入限度超過額	650
賞与引当金損金算入限度超過額	2,967
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	32,462
退職給付引当金損金算入限度超過額	53,466
ゴルフ会員権等評価損	1,242
減損損失	14,332
その他	11,398
繰延税金資産小計	129,106
評価性引当額	△129,106
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金負債の純額	—

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	高橋製麺株式会社	埼玉県鴻巣市	72,920	即席麺の製造、食品等の小分け及び販売	(所有)直接100.0	役員1名 兼務1名	債務保証	41,931	—	—

取引条件ないし取引条件の決定方針

(注)債務保証については、金融機関からの借入で行ったものであり、保証料は受領していません。

### (2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)及びその近親者が議決権の過半を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	有限会社タカ・エンタープライズ	横浜市神奈川区	60,000	卸売業	(被所有)直接2.8	商品の仕入	商品の仕入	12,534	買掛金	1,083

取引条件ないし取引条件の決定方針

(注)1. 取引価格については、市場価格に基づき交渉のうえ、決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 1,445円14銭

(2) 1株当たりの当期純利益 20円83銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 創 健 社  
取 締 役 会 御 中

監査法人 保森会計事務所  
東京都港区

代表社員 公認会計士 若 林 正 和 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 山 崎 貴 史 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社創健社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社創健社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 創 健 社  
取 締 役 会 御 中

監査法人 保森会計事務所  
東京都港区

代表社員 公認会計士 若 林 正 和 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 山 崎 貴 史 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社創健社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制監査部門である内部統制委員会と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的並びに必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

株式会社	創健社	監査等委員会
取	締	藤 川 清 士 ㊟
常	役	
勤	員	
監	等	鈴 木 久 衛 ㊟
査	委	
社	員	
外	員	
取	員	合 田 真 琴 ㊟
締	員	
等	委	
委	員	

- (注) 1. 監査等委員 鈴木久衛及び合田真琴は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2019年6月27日開催の第52回定時株主総会の決議により、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2019年4月1日から移行日までの状況につきましては、当該監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

**議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会からは、特段の指摘すべき事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	なかむら やすし 中村 靖 (1958年9月15日)	1987年8月 当社入社 1993年6月 当社取締役・経営企画室長 1995年4月 当社取締役・営業部長 1996年6月 当社常務取締役・営業本部長 1998年10月 当社専務取締役・営業本部長 1999年4月 当社専務取締役・営業本部長兼管理本部管掌 2000年6月 当社代表取締役専務・営業本部長 2001年6月 当社代表取締役社長 2006年6月 当社代表取締役社長・ブランディング推進事業本部長 2007年4月 当社代表取締役社長 2008年2月 当社代表取締役社長・経営全般兼物流本部管掌 2008年12月 当社代表取締役社長・経営全般 2009年4月 当社代表取締役社長・営業本部長兼経営企画室管掌 2010年4月 当社代表取締役社長・営業本部長 2011年8月 当社代表取締役社長 2015年7月 当社代表取締役社長・兼経営企画室管掌 2018年7月 当社代表取締役社長（現任）	84,250株
2	きし ちもと ひで き 岸本 英喜 (1961年5月2日)	1984年4月 当社入社 2002年4月 当社横浜支店長 2006年4月 当社商品本部長兼商品開発部長 2006年6月 当社取締役・商品本部長兼商品開発部長 2009年4月 当社取締役・営業本部副本部長兼直販部長兼営業企画部長 2010年4月 当社取締役・営業本部副本部長 2011年8月 当社取締役・営業本部長 2017年7月 当社常務取締役・営業本部長（現任）	1,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	やま だ ひ と し 山 田 一 斗 資 (1963年2月5日)	1991年5月 当社入社 2002年4月 当社福岡営業所長 2007年4月 当社総務部長 2010年4月 当社総務経理部長 2014年4月 当社商品本部長 2014年6月 当社取締役・商品本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 高橋製麺株式会社取締役	1,100株
4	い い だ ま さ ゆ き 飯 田 雅 之 (1957年7月1日)	1987年6月 当社入社 2007年4月 当社商品管理部長兼情報システム部長 2008年2月 当社横浜支店長兼関東支店長 2008年11月 当社情報システム部長 2009年12月 当社受注センター長 2012年4月 当社システム広報部長 2014年4月 当社総務経理部長兼システム広報部長 2015年4月 当社管理本部副本部長 2015年6月 当社取締役・管理本部副本部長 2016年6月 当社取締役・管理本部長 (現任)	1,900株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

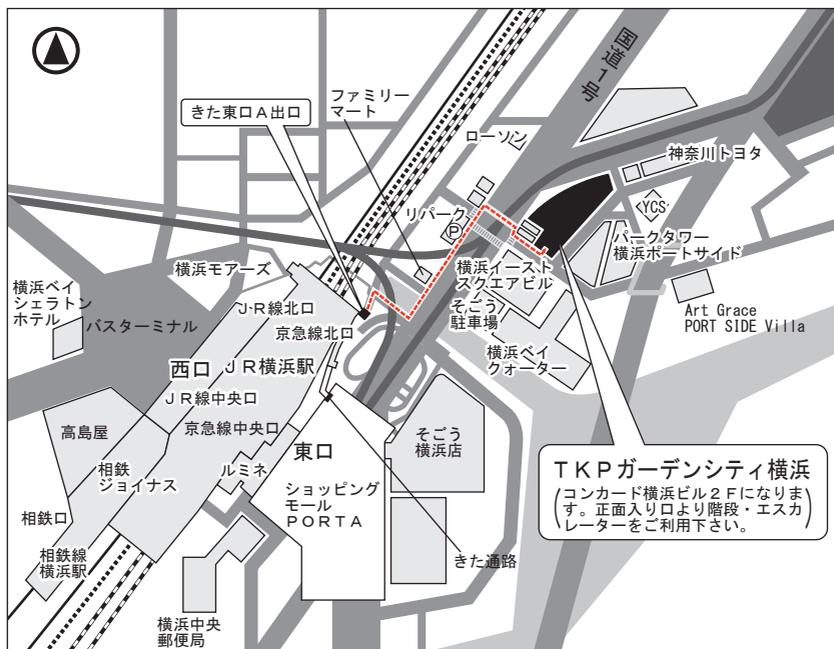
以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

## 株主総会会場ご案内図

会 場 横浜市神奈川区金港町3番地1 コンカード横浜ビル2階  
TKPガーデンシティ横浜  
電話 045-450-6317



交通機関 J・R・京浜急行電鉄・相模鉄道・東京急行電鉄・横浜高速鉄道・横浜市営地下鉄  
「横浜駅」きた東口A出口より徒歩5分

お願い 駐車場のご用意はございませんので、公共の交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。



環境にやさしく……本紙は森林認証紙を使用しております。